

別府の行政事情（明治前期6）

大野保治

12 別府での小学校教育の沿革

明治新政府が近代国家の夜明けを迎へ、第一に取り組んだのが国歌としてのスタイル、つまり国の骨格づくり・基礎固家であった。廢藩置県後、全国の戸籍を調査し、人口の総体を把握した政府は「学制」—教育制度の基本一をはじめ、国民皆兵を旨とする兵制（明治六年）、医療の近代化をはかる医制（同七年）など、次つぎに国家の基本政策を打ち出していった。

(1) 私塾から近代教育へ—石垣の「梅洞塾」

明治四年（一八七一）七月、全国の教育統轄をめざしてまず文部省を設置し、翌五年八月には「國家ノ富強安寧」をはかつて「学制」を颁布した。

この近代的教育発足に当たっては、豊前中津藩士の思想家・福沢諭吉（一八三四～一九〇一）の影響が大きか

ったといわれる。福沢は幕末、大阪から江戸に出て私塾の蘭学塾（のち英学塾、慶應四年慶應義塾と称す）を開き、広く歐米文化や教育制度を紹介した。郷里の中津でも、これに刺激されて同四年、旧藩主・松平昌茂が尽力して中津市校が開かれ（同二二年教育令で廢校）、中等英語学校として発足する。その陣容は教師二五名・生徒数三百名、英語習得を主とし、長崎に次ぐ全国で一番目の設立であった。

この開校時に贈った記念論稿をまとめたのが福沢の有名な『學問のすすめ』であり、その卓越した識見が世に知られて当時数十万部も増刷され、全国に流布したのである（昭和一五年「中津市学校之記」『中津藩史』）。

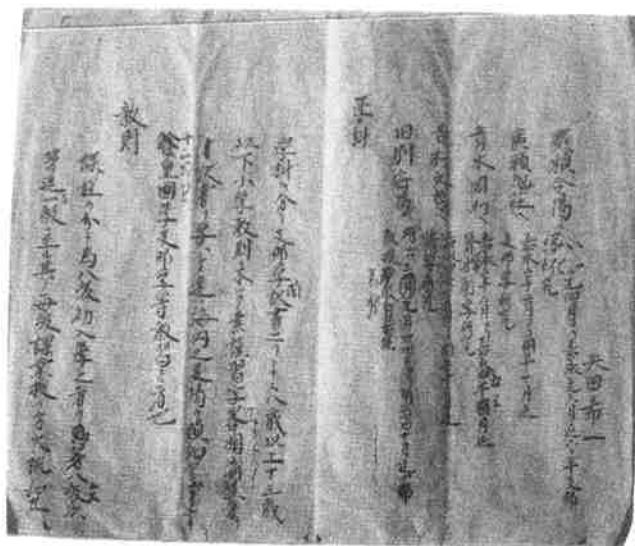
中津のことはさておき、この別府でも、その頃私塾に学ぶ子たちがいた。

速見郡石垣村出身の矢田連の三男・希一（文政二年生まれ）は日田の咸宜園に学び、学成するや郷里に帰り、中石垣原に開いたのが「梅洞塾」（梅洞は希一の号名）である。咸宜園のそれを参考に塾則をつくり、「八歳以上、一三歳以下」の子らに支那学（儒学）と蘭学書の素読をさせた。その塾則を見ると「一、毎日学校及び掃除等ノ課目ヲ怠ルベカラズ」とか、「一、酒ハ放逸ノ門ナリ、堅ク会飲スルヲ禁ズ」などもあり、今日の中学校の学則（生徒心得）と比べあわせて興味深い。のちに南石垣村の小学校が村の中央に建てられた時、この梅洞塾に学んだ塾生が指導に当たったと伝えられる。

（昭和八年『別府市誌』）。

この梅洞塾以外にも、別府の各村では小規模ながら、いくつかの「寺小屋」があった。

江戸中期以降、僧職以外の儒者や庄屋、老農などが私塾を開いて児童の教育にしたがっていた。そこでの教育は手習を主とし、読み書きと珠算であった。庶民教育の場所が寺院から俗人の経営に移っても「寺」と呼ぶことが多く、ここに学ぶ児童を俗に「寺子」、その施設を



梅洞塾則

「寺子屋」、また入学を「寺入り」と称していた。一八

世紀の末期には、この寺子屋が著しく普及発達し、その数は全国で一万五千にも達していたという（『日本教育資料』）。

今日、街を歩くと、やたらに〈英語塾〉〈英数塾〉〈書道教室〉の看板が目にに入る。教育過熱は、このように「平成時代の寺子屋」を再現したが、こうした傾向はどう評価したらよいのか。教育の本来あるべき姿からして、根本的に考え方があるのではないか。

(2) 学制の颁布

前述のとおり、「学制」の颁布は、明治五年（一八七

一）旧暦八月三日（新暦九月五日）である。

フランスに範をとる「学制」六編は、小学校から大学

に至る一貫した近代的学校教育体制で、国民教育の基礎を定めた。同一二年、廃止されて新たに「教育令」が公布され、さらに同一九年、大学令・師範学校令・中学校令・小学校令の公布により、教科書検定制度と相まって、教育の全国統一化・中央集権化が実質的に制度化さ

れたのである（「学制」日本史辞典）。

学制の basic 理念は、颁布の前日に出された「被仰出書」に明らかである。

それによると、人びとが「其ノ身ヲ立て、其ノ産ヲ治メ、其ノ業ヲ昌ニシテ」人生を完うするには、何よりも教育が必要である。また、「一般ノ人民必ズ邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラソニ期ス」とも記されている。これらの文言から汲み取るかぎり、その基本理念は、立身出世・殖産興業・美学尊重の教育である。一方、国民すべてに基礎教育を施すこと、国際的にも列強と肩を並べて行こうとする明治国家の教育への熱情は、同一二年の「教育動語」を具体化した学校教育大綱が公布されるに及んで、国家主義的色彩を濃くするのである。

さて、教育制度の発足に当たり、新政府は困難に遭遇する。従来の藩校・私塾・寺子屋を廃止し、全国に約五万余の公立小学校を設置するなど、当時の財政事情はこれを許さなかったからである（後述）。

学制のうち、まず「学区」の設立を見よう。

全国をまず八大学区に分け、一大学区を二二二中学区、一中学区を二二〇小学区（村の人口約六〇〇人につき一小学校）にするピラミッド型学校区がその時徴であった。実施三年後の明治八年には、全国で二万四二二五の小学校が設立される。しかし、その大多数は寺子屋の再編であり、同一二年の教育令で廃止された。この頃大分県には、小学校一〇六校がつくられている（『大分県教育百年史』）。

つぎに「授業料」を見よう。

学制では、授業料を一本立てにし、一ヶ月五〇銭と二五銭を原則とした。県下には当初、徴収の規定もなく、無償であった。徴収すれば就学しないからである。徴収規定ができるのは八年九月から（当時は毎年九月入学であった）。全国的に本県は安く、三本立てであった。

上等 一五銭 中等 一〇銭 下等 五銭

これらの授業料收入だけでは学校経営ができないため、県では金融業者から借金したり、村々では篤志家や有志に寄付金を仰がねばならなかった。ちなみに、当時の文部省の委託金（県への補助金）は生徒（児童）一人

につき九厘、大分県全体では約五〇〇〇円ほどであった。それも同一四年には廃止され、全額民費負担となつて県民の生活を圧迫したのである。

つづいて「就学率」を見よう。

明治七年時、県下の学校適齢期児童のうち就学者は二四%、五年後の同一二年には四一%へと上昇、明治末期には九〇%台へと進んだ。

最後に、「授業内容」を垣間見よう。

大分県下に小学校規則が定められたのは同八年九月のこと。それによると、小学校を下等と上等とに分け、就学期間は、学制どおり四年とした。その過程は第八級から第一級までとし、各級ごとに教科・授業時数・授業内容等が決められていた。教育方法も、六ヶ月ごとに進級試験が実施され、合格すれば免許状が与えられた。成績の良い者には飛び級の制度もあった。一方、教員にも「大分県各小学校教員心得」が七年に示され、教員の質的向上がはかられたのである。

公立の小学校の教育は、基本的には、それぞれ独立した村の責任と財政で進められた。

学制頒布の明治五年（一八七二）八月時、現在の別府市に所属する地域で独立していた村の総数は、次のように二五にも達する。生活共同体としての「村」（生活村、現在では小字に当たる）の規模が小さかったからである（後尾の括弧内の三村は、戦後の広域合併で新たに市に編入された村である）。

小坂 内カマド 古市 龜川 平田
野田 北鉄輪 南鉄輪 鶴見原中
立石 杣畑 椿 梶山 山野口 別府
朝見 浜脇 田野口
（ 天間 南畑 内成 ）
このような村々での公立小学校の設置に、手懸りとなる貴重な資料として明治初期に編まれた『豊後国速見郡村誌』（上梓はのち一八年）がある。――

（壱ヶ所）村西字明珍ニアリ
（壱ヶ所）生徒 男五拾参人 女參人

鉄輪村（壱ヶ所）村東字皆口ニアリ

生徒 男武拾四人 女拾人

鶴見村（同）村南字中河原ニアリ

生徒 男五拾人 女九人

北石垣村（同）村南井田ニアリ

生徒 男參拾人 女九人

南石垣村（同）村ノ中央字忠專寺ニアリ

生徒 男四拾四人 女九人

別府村（同）村東字北街ニアリ

生徒 男百四拾七人 女六拾七人

この最後尾の別府村については、別に編まれた『別府

村誌稿』（同八年）があり、それには次のように記述さ

れている。

別府村

人民共立学校 壱ヶ所

村ノ東方北町下ニアリ

生徒 男八拾人 女拾人

両書が同年代に編まれているのに、その記述が①前書

「公立小学校」に対して後書は「人民共立学校」、また②生徒数は前書が多く（男女合計二七人）、後書が少

ない（同じく一一〇人）ことは、どのような事情による
と考えるべきだろうか。

昭和六十年三月刊行の『別府市誌』第七章「教育の歴史」（安部巖氏＝故人）は、貴重な資料を発掘して、その辺の事情を解説しておられる。

それによると——前書に記されたように児童数が当時としては多すぎるところから、別の新設校（分校）の必要が生じた。同一二年、別府村と浜脇村の両村では、村の境界近くに学校用地をさがし、その建築資金の分担まで協議したが、結局整わず、「その間の事情については不明である」と述べている。

つづいて、安部氏は、浜脇学校（現在、南小学校）の校舎が同一三年一〇月一六日に浜脇新町大豊橋北詰四七七番地に完工しているのに、別府学校の方は同一三年に創立しているが校舎の完工は同一五年一〇月一六日となっていることから、この段階では「別府村では用地や金策についての準備ができていなかつたのであろう」と推察している。恐らく本校（別府学校）から分校（浜脇学校）が分離・独立した折の混乱が、このような結果を生

んだのではあるまい。

ちなみに、『北小学校百年史』によると、別府・朝見・浜脇・田野口等の児童すべてを収容した「別府学校」は、その校名として「浜脇別府両村立別府学校」と呼ばれていたとの記述は、この辺の事情を傍証しているようと思われる。（この点、教育関係者からのご教示を切に願いたい）

(4) 町村財政と教育費

当時（明治一〇年代）、財政の仕組みや人民への課税はどうなっていたのであろうか。

明治一一年（一八七八）の地方税規則（三新法）で、地方税は府県税と民費（町村費）とに大別されていた。府県税の賦課は、地租割・営業割・戸数割等の税目により、また民費の町村費は、地価割・反別割・戸別割等の基準で徴収されていた。各町村限りの入費は、その町村に住む人民の協議にまかされていたため、各町村が維持する小学校関係の「教育費」は、原則として協議費＝町村費（明治一七年の改正までは協議費、それ以降は町村費と呼称された）で管理しなければならなかった（『学

制九〇年史』)。

つぎに、協議費（町村費）の中に占める「教育費」を同一〇年度から公表するようになった県資料（「大分県統計表（書）」）の上で見てみよう。

明治一二年度の県下町村における協議費支出総額は二九万二九二一円一八銭八厘、うち教育費が占める割合は一七・五%（八万〇四三八円九銭一厘）。翌一三年度から一六年まで三十数%へと逐年上昇する。つづいて同十七、十八年の兩年度は、実に五四・九%、五七・五%と過半数を占めるまでに膨張している。

西南戦争後のインフレ傾向は、町村財政の負担増となって現われるが、とりわけ同一四年に始まる松方デフレ政策の推進は、不況と多數の農家の没落をもたらした。これに併行して、自由民権運動が全国的に滲透して社会不安と混乱をもたらしたため、国では地方行政の能率化と経費節約を要求するとともに、人民の選挙権とも絡んで知事による戸長官選が規定されたのであった（『大分県史』近代編工）。

県段階での財政事情はさておき、この頃の学校予算の

具体的事例を別府の「浜脇学校」に見よう。

やや時代は降るが、明治一二年度の浜脇尋常小学校（現在、別府南小学校）での経営収支は、次のようにあつた（昭和六十年『別府市誌』）。

明治一二年度	速見郡浜脇尋常小学校
一金	武百九拾壹円五拾弐錢
内訳	支出額
金	貳百弐拾貳円
内訳	俸給
金	百弐拾円
内訳	学校長給
金	百弐円
内訳	綏業生給
但	月給金參円
同	金壹円五拾錢
金	參円九拾錢
但	旅費ニ金九拾錢
日当	二金參円
備品費	

金 拾参円式拾八錢

消耗品費

金 拾五円

營繕費

金 拾八円參拾錢

雜費

一金 武百九拾壹円五拾弐錢

收入額

内 訳

金 六拾壹円式拾錢 授業料

但 生徒百四拾人 授業料一ヶ月ニ付キ

金式拾錢ノ者拾人 金參錢ノ者百

拾人

金 百六拾四円式拾錢 寄付金

金 五 円 雜収入

金 六拾壹円式拾錢 村費補助

この收支決算書は読みづらいので、今一度その概要を述べる。——校長一名・教員（授業生）三名に対して生徒（児童）数は男女合計一四〇人。校長の月給が一〇円に対して教員二人が三円と一人が一円五〇錢。生徒の授業料は、一カ月一〇錢の者が一〇人、同じく三錢の者が一一〇人、残り一二〇人は経済的理由から免除されていたのである。経費支出の部では、授業料収入（六一円二

〇錢）ではやってゆけず、村人の寄付金でもなお足りず、授業料にほぼ見合う金額を村費で補助して、からくも運営していたことを知り得るのである。

浜脇村といえば当時、入湯街として別府村と並んで經濟的に優位に立っていたのであるから、周辺部の各村での経済事情は、おして知るべきである。

朝見川畔に建てられた浜脇学校ではこの他、注目すべき史実として、当時の文部大臣・森有礼あつゆが巡視で来校していることである（『南小学校沿革史』）。その全文を次に掲げよう。

—明治二十年、二月二十五日。文部大臣森有礼君、

九州地方巡回の途中臨校し、各教場を巡視し、大臣自ら暗算数題を提出し、その学力を調査す。その好結を激賞す。—

この巡視にきた森有礼なる人物について寸描すると——明治を代表する外交官・政治家の一人で元薩摩藩士（一八四七～八九）。慶應元年、藩より選ばれて渡英留学、帰国して新政府に入り、外交官としてアメリカ・清国・イギリスに歴任、明治一八年文部大臣となる。大学令を

の他諸学校令の公布により、いわゆる国家主義的教育制度を強行し確立した。明治二二年、彼の信仰自由論に起因する神道家の陰謀で、憲法発布の日（同年一月一日紀元節）の早朝に殺された（「森有礼」日本史辞典）。

※ ※ ※ ※

伊藤博文は、妻梅子と二人で遅い朝食をとっていると、金子（堅太郎）がやって来た。

「今朝、六時、森文部大臣が絶命しました」

「そうか、森が死んだか……」

博文は目刺しをつづいていた箸をとめた。——惜しい男を死なせた……と博文は思った。今大日本帝国の教育に関してあれだけの見識と信念を持つている男は他にいない。：（略）：この国の内閣の盲点は文部大臣かも知れん……と考えながら、博文は若布の味噌汁をすすつた（豊田穣『伊藤博文（下）』）。

※ ※ ※

閑話休題。

歴史は繰り返すというが、敗戦後の日本の教育改革でアメリカ型のそれが採用されたことは、ここに述べ

るまでもあるまい。しかし、このアメリカ型の制度は、日本の教育史で初めて登場したのではなく、ほんの僅か一年三ヶ月ながら、陽の目を見ているのである。

フランスをモデルに創出した「学制」体制が行き詰り、これに取って変わったのが新「教育令」で、明治二年のことである。この新制度は、アメリカ型教育の理念と体系を探り容れ、学校の設立や教育方針を地方の実情に合わせ、各地方で自主的に決定することにしたから、自由教育令とも呼ばれた。また、義務教育期間を四カ年に法文化したのも、この時である。

しかし、この年、天皇の教学聖旨が示され、天皇制教育樹立への動きが強まってTR、早くも翌一三年全面的に改正されて中央集権化による教育の官僚支配が強化された。「國家百年の大計」＝教育が、大日本帝国憲法の下で、どのような発展の経過をたどり、国家の破滅を招いたか。

ささやかな本稿が、郷土史の一環として、また明治前期の教育の歩みを通して、真しな反省と、今日の教育を考える一助にもなれば幸いである。